

品目別規則の見方

【日アセアン包括協定の例】

		第九四類
	九四〇一	
	九四〇一・一〇	
航空機に使用する種類の腰掛け		
又は、 RVC 四十パーセント 又は、 CTSH		

【関税率表番号】

【品名】

【品目別規則】

【品目別規則の読み方】

例えば、輸出する最終製品の該当する関税番号が9401.10(航空機に使用する種類の腰掛け)である場合、適用される原産地規則は、

＝ 付加価値基準

又は

＝ 関税番号変更基準

のどちらかを満たせば、原産品となるという意味。



他方、日アセアン協定・日ベトナム協定・日スイス協定・日インド協定の場合、全ての製品の関税番号とそれに対応する品目別規則が記載されているわけではない。

輸出する製品が品目別規則に記載されていない場合には、「一般規則」が適用されることになる。

(例) 日アセアン包括協定の「一般規則」
『RVC 40%又は、CTH』